

(2021 年 6 月 1 日以降の申込用)

延長保証保険 申込みガイドブック



2021 年 6 月 1 日



株式会社 ハウスジーメン

目次

I. 申込時の提出書類	2
II. 提出書類の記入例	3
1. 契約内容確認シート (住宅所有者からサインを取り付ける書類)	3
2. 住宅瑕疵に関する保証書 (住宅事業者が記名押印して住宅所有者へ渡す書類)	3
3. 住宅事業者が行う住宅の検査の検査報告書	4
III. 住宅事業者が行う住宅の検査のポイント	5
IV. メンテナンス工事(保全リフォーム工事)のポイント	6
V. 延長保証業務と申込手続きの流れ	8
1. メンテナンスコース	8
2. 検査コース	11

I. 申込時の提出書類

◎の付いた書類は当社の指定書式を使用してください。

基本	現地案内図		住宅の所在地と周辺地図が確認できるもの
	平面図、立面図等の図面		メンテナンスコースの場合は、工事内容と対象を記載(手書きでも構いません)したもの
	◎契約内容確認シート		住宅所有者にサインを取得したもの
	◎検査報告書		検査結果を記載して写真を添付したもの
	★10年満了日が確認できる書類		住宅の種別に応じたもの
オプション	検査特例を利用する場合	状況調査技術者等の資格者証	検査を実施した方のもの
	性能評価付き住宅の場合	建設住宅性能評価書	新築時に取得したもの
	内装リフォーム等の瑕疵を 保険の多少にする場合	工事の請負契約書類	請負契約書や注文書と注文請書

★10年満了日が確認できる書類

下記以外の住宅	建物の登記簿謄本（全部事項証明書）（取得時期は問いません）
	確認済証等と新築時の引渡日が確認できる引渡証明等の書類のセット
新築瑕疵保険の加入住宅	瑕疵保険の保険証券等の書類

築20年から25年の間に延長保証保険の初回利用を行う場合は、上記の書類に加えて「**前回のメンテナンス工事の実施状況が分かる資料**」の提出が必要です。

1. 契約内容確認シート（住宅所有者からサインを取り付ける書類）

① 概要説明書を使用して住宅所有者に延長保証保険の概要の説明を行い、確認ポイントを確認してもらいます。

② 住宅所有者にサインをしてもらいます。

住宅瑕疵保証延長保証保険契約(内通)

住宅の瑕疵に関する保証書

①

住宅所有者(甲)

氏名または名称

ジーン太郎

対象住宅

所在地

東京都港区新橋5-5-5

1 乙は、対象住宅の瑕疵に関して、住宅瑕疵保証延長保証契約(以下保証契約)を付する株式会社新橋工務店(以下保証会社)と締結し、保証契約により保証金支払の対象となる損害の賠償において、甲は以下の特約(以下「本保証」といいます)を適用します。

2 建物の始工を問わず、乙が保証契約を締結することができない場合は、本保証は適用しません。

3 対象住宅に関して、本保証以外の保証を行っている場合において、その保証と本保証が重複するときは、重複する部分については本保証を優先して適用します。

4 この保証書で使用する用語は、締結した保証契約の各条項に規定する定義に依ります。

保証内容

乙は、保証期間中に対象住宅の構造耐力上主要な部分等の瑕疵に起因して、次の事由が生じた場合に賠償等を行います。但し、第1条第3条、第4条、第54条または第55条もしくは第56条にこれらの規定を同法第55条において準用する場合を除くことに規定する賠償の責任と同等の責任の範囲に限り、

(1) 構造耐力上主要な部分の基本的な耐力性能と同等の場合
(2) 漏水の発生を防止する部分の基本的な防水性能と同等の場合

(注1) 構造耐力上主要な部分等以外の工事対象部分に対する保証の取扱いについて
保証契約に定められた「ホーム」工事に関する特約を付する場合は、保証内容(1)「対象全「ホーム」工事の瑕疵」に起因して、工事の目的物が付与されるべきとされる瑕疵に発生した場合は、本保証に準じます。以下、本保証書ではこの事由を「保証「ホーム」工事の目的物の瑕疵」といいます。

(注2) 保証約定日から2020年3月31日以前で済む工事の保証期間について
対象住宅の瑕疵が生じている旨の通知を受理し、または保証金の4割(1割もしくは2割)の交付、対象住宅の瑕疵の引渡し、が事実契約に基づいて行われたものである場合は、保証期間1年および2年保証期間(以下「主文」とあるのは「主文」2)と、同条第1項中「賠償金」とあるのを「発生」とし、主文に規定する賠償の責任と同等の責任の範囲に限り、

保証期間開始日の
保証の特例

対象住宅が次の保証契約または保証契約(以下「住宅瑕疵保証責任保証契約等」といいます)の対象である場合には、その保証期間または保証期間中に「保証の瑕疵発生」の事由が発生し、それが住宅瑕疵保証延長保証契約に基づいて「保証「ホーム」工事」の瑕疵に起因して生じたことにより発生したときは、保証期間が満ちていても、本保証の対象として取り扱います。本保証は適用するこの保証の前述と「保証「ホーム」工事」を事実した場合には限り、

保証期間

(1) 住宅瑕疵保証責任保証契約
(2) 住宅瑕疵保証責任保証契約
(3) 本保証の開始日の前日に保証契約が終了する別住宅瑕疵保証延長保証契約

付保証(保証)に記載された保証期間(同じ)に、ただし、保証全「ホーム」工事に関する特約を付する場合には、保証全「ホーム」工事の目的物の瑕疵に対する保証は、保証全「ホーム」工事に関する特約の「保証支払期間経了日」をもって終了します。

保証の範囲等

支払事由ごとに保証金の支払の対象となる損害の賠償

(注) 対象住宅を甲から売買等により譲渡された者に対しては本保証は引継がれません。

②

保証者(乙)

住

所

東京都港区新橋1-2-3

商号または名称

株式会社新橋工務店

20

年 2 月 5 日

印

本紙 甲
等 ハウスジーン

AP200401-439(3)

① 「住宅所有者の氏名・住所」と「対象住宅の所在地」を記載します。

② 作成年月日を記入し、記名押印をします。

保証書は、受理時に上記の内容が反映されたものをハウスメンで作成し、「書類情報」にアップロードするので、日付を記載して押印後に原本を住宅所有者へ渡してください。

記名押印をしたものを改めて提出する必要はありません。

3. 住宅事業者が行う住宅の検査の検査報告書

ハウスメーカー		現況検査報告書①(木造・鉄骨造)		既存住宅かし保険 検査機関・リフォームガイド 引渡済承認検査適用	
①	住宅物件名	〇〇様邸メンテナンス工事			
	住宅物件ID	2020121234	届出事業者名	新橋工務店	
	検査員氏名	検査 太郎	検査実施日	2021 年 1 月 6 日	
共同住宅の場合は住戸部および共用部の検査を行う					
	検査方法	【1】目視・計測および非破壊検査により確認する。目視・計測ができない場合は、ヒアリングにより確認する。 【2】是正報告を求める場合は、提出方法を指示する。			
	判定記入例	○:指摘無し・該当無し ×:指摘有り			
②	検査項目		判定		
	基礎	幅0.5mm以上のひび割れ、鉄筋の露出等	○		
	土台・床組	著しいひび割れ、劣化、欠損	○		
	床	著しいひび割れ等 6/1000以上の傾斜 最大傾斜値()/1000・計測箇所()箇所()	○		
	柱	著しいひび割れ、劣化、欠損 (すべて大壁で柱が見えない場合は「該当無し」とする)	○		
	梁	著しいひび割れ、劣化、欠損、たわみ	○		
	外壁・軒裏	下地材まで達するひび割れ等、外壁材の劣化等	○		
	バルコニー	支持部材、床の著しいひび割れ、ひび割れ、劣化	○		
	内 壁	下地材まで達するひび割れ、欠損、浮き、はらみ、剥落	○		
	天井	下地材まで達するひび割れ、欠損、浮き、はらみ、剥落	○		
	小 屋 組 (下屋を含む)	著しいひび割れ、劣化、欠損	○		
	障 害 (劣化等)	著しい障害、腐食等(木部)、著しい腐食等(鉄骨部)	○		
③	雨水	屋根 屋根裏材の著しい劣化等、防水層の著しい劣化等(陸屋根の場合)	○		
	小屋組	雨漏り跡	○		
	軒 裏	シーリング材の破断等、雨漏り跡	○		
	外 壁	シーリング材の破断等、建具の著しい開閉不良	○		
	バルコニー	防水層の著しい劣化等、水切り金物等の不具合(陸屋根・露上・共用廊下等含む)	○		
	内 壁	雨漏り跡	○		
	天 井	雨漏り跡	○		
	外壁等 シーリング	劣化事象等に達していない腐蝕、ひび割れ、欠損、肉やせ 該当しない場合は判定の記入は不要 【注意】延長保証保険の適用に追加する検査項目	○		
④	改修等部	改修箇所(改修工事を行う場合) 該当しない場合は判定の記入は不要 【注意】改修工事がある場合は別紙「不備連絡書」を作成し、届出事業者へFAXすること 【注意】不備連絡書は検査システムへのアップロードと届出事業者へのFAXは必ず同日に行うこと 現況検査報告書・不備連絡書は検査実施日の翌日から3営業日以内に検査システムにアップロードすること	○		
	備 考				
	提出前の 確認事項	① 住宅物件ID等は正しいか ② 検査実施日は正しいか ③ 必須写真の添付はあるか ④ 判定・総合判定の記入漏れはないか			
	最終確認日	年 月 日			

① 住宅の名称や事業者の名称、検査の実施者等の検査に関する基本的な情報を記載します。

② 構造耐力上主要な部分の確認結果を記載します。

不具合事象が発見されなかった場合や該当部位がない場合は「○」を、不具合事象が発見された場合は「×」を選択してください。

③ 雨水の浸入を防止する部分と外壁のシーリングの確認結果を記載します。チェックのルールは②と同様です。

④ 総合判定を行います。劣化事象等がひとつでもある場合は「×」にチェックをいれます。

メンテナンスコースの検査では、是正確認は工事完了後の現場検査で行いますので是正確認日は空欄で構いません。

住宅(物件)ID		住宅(物件)名		〇〇様邸	
ハウスメーカー現場検査		写真帳票		【撮影 必須 項目】	
No.	撮影箇所	添付写真欄			
1	全 景				
2	サッシを含む 1階内観				
3	サッシを含む 2階内観				

① 検査実施時に以下の箇所の写真を撮影し、検査報告書の写真帳票に貼付します。

- 住宅の全景
- サッシを含む 1 階内観
- サッシを含む 2 階内観 (ある場合)
- サッシを含む 3 階内観 (ある場合)
- サッシを含む 4 階内観 (ある場合)
- 小屋裏
- 床下
- バルコニー防水層
- バルコニードレイン
- バルコニーサッシ下部
- 外部シーリング
- 屋上 防水層(ある場合)
- 屋上 ドレイン(ある場合)
- 屋上 サッシ下部(ある場合)
- 指摘箇所 (ある場合)

写真を報告書に貼付する際には縦横比率を変更しないでください。

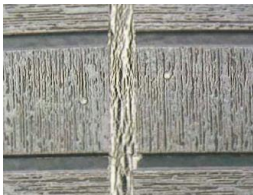
Ⅲ. 住宅事業者が行う住宅の検査のポイント

(1) 検査のポイント

- 検査は「**既存住宅瑕疵保険 現況検査マニュアル**」に従って実施します。
- 検査では、**足場や屋根に登らずに安全に移動できる位置から目視や計測が可能な範囲**で、**顕在化している不具合事象の有無**を確認します
- 床の傾斜の測定は、既存住宅売買かし保険(個人間売買)における検査会社検査と異なり、**各階 1 箇所(廊下も可)**とし、「**傾斜測定一覧**」の記入も**不要**です。また、**内壁と柱の傾斜の測定も不要**です。
- メンテナンスコースで**外壁のシーリング材に「破断」や「欠損」といった不具合事象が生じている場合は是正は、不具合が生じていた壁面の全体に実施**する必要があります。
- 延長保証保険では、不具合事象に該当するシーリング材の「破断」や「欠損」の有無に加えて、「**破断**」・「**欠損**」に**至らない「亀裂」、「ひび割れ」、「欠損」および「肉やせ」の有無**についても確認します。

築 15 年以内ではシーリング材の再施工は必須とはしていませんが、検査コースの利用やメンテナンスコースの利用でシーリング材の再施工を予定していない場合でも、**これらの事象が生じている部分への増打ち・打替え等による処置が必須**となります。

【シーリング材の確認事項の例】

破断	欠損	ひび割れ	ひび割れ	肉やせ
				

(2) シーリング材に生じた亀裂等の確認方法

○ 目視による確認方法

亀裂 ひび割れ	シーリング材から 5 0 c m 程度離れた位置から亀裂やひび割れが確認できる。
--------------------	---

肉やせ	<参考>新築時のシーリング材の状態	
	シーリング材が後退していて 施工の跡 が確認できる。	
	シーリング材の 端と真ん中の高低差が大きい 。 (明らかに施工時から後退している)	
	シーリング材の 接合部分がひび割れ している。	

○ 計測による確認方法

シーリング材の被着面からの剥離 (参考：QUO カードの厚さ≒0.2 mm)	幅 0.2 mm 以上で深さ 0.5 mm 以上
シーリング材の破断	深さ 1 mm 以上

Ⅳ. メンテナンス工事(保全リフォーム工事)のポイント

(1) 延長保証保険の目的

延長保証保険は、**住宅の外装部分を良好な状態で維持するために定期的に必要となるメンテナンス工事に基本構造部分の長期保証という付加価値をプラス**することを目的とした保険商品です。

メンテナンスコースの延長保証保険は、**新築から10年が経過するタイミングでの初回のメンテナンス工事や、その後定期的に必要となるメンテナンス工事に活用**できます。メンテナンスコースの利用には、住宅の築年数に応じて保険の利用ルールに従った工事を実施する必要があります。

検査コースの延長保証保険は、**15年までの保証継続を通じて15年目のメンテナンス工事の獲得を目指す延長保証スキームに活用**できます。**15年目のメンテナンス工事やその後の定期的なメンテナンス工事**にはメンテナンスコースの延長保証保険を利用します。

(2) 保険の利用にあたり必要となる工事①(築15年以内の住宅の場合)

○ 推奨工事

住宅の外装部分を良好な状態で維持するためには定期的なメンテナンスが必要です。ただ、次のような事情もあるため、築15年以内の住宅には**例外を除いて必須工事を設けず、実施する工事は住宅事業者の判断に任せて**いますが、**一般的に使用されている仕上げ材やシーリング材の耐用年数を踏まえて次の工事の実施を推奨**しています。

- ・ 10年目のタイミングではメンテナンスが不要な外装材や仕上げ材(塗料)も市場に流通していること
- ・ 全ての住宅で、仕上げ材や外部シーリングの耐用年数の経過が雨漏れに直結する訳ではないこと

○外壁のシーリングの再施工(増打ち・打替え)
○屋根葺き材の再塗装(化粧スレート等の場合)
○外壁材の再塗装
○バルコニーの防水材の再施工(FRP防水の場合)

○ 経年劣化とメンテナンス工事

瑕疵の有無に関係なく住宅は経年と環境に応じて当然に経年劣化していくため、**経年劣化に起因する雨漏れは保険の対象にはなりません**ので、延長保証のスキームを検討する場合には配慮が必要です。

例えば、防水材の端部の防水措置をシーリング材に依存している住宅は、**経年劣化が雨漏れに直結する可能性があるため、延長保証の提供にあたり外部シーリングを再施工しないと経年劣化に起因する雨漏れのリスクを払しょくできません**。

○ 検査での確認内容とメンテナンス工事の内容

Ⅲで記載しているように、保険の加入手続きで住宅事業者やハウスジューメンが行う住宅の検査(現況の確認)は**顕在化している不具合事象の有無を確認**するために行うもので、**経年劣化の状況を確認するものではありません**。

検査の結果、**基礎に0.5mm以上のクラックが発生しているなどの不具合事象が発見された場合には、事象を解消のための対応(是正工事)をメンテナンス工事に追加して行う**ことになります。

(3) 保険の利用にあたり必要となる工事②(築15年超の住宅)

○ 必須工事

築15年以内の住宅の場合は推奨工事に留めていますが、**住宅の外装部分を良好な状態で維持していくというメンテナンスの目的**を踏まえ、**築15年超の住宅については保険利用時の必須工事を設定**しています。

必須工事は築15年以内の住宅に対する推奨工事と同じです。そのほか一定の周期で防水紙や下葺き材の交換(新設)を含む外装材の再施工を**必須工事**としています。

○ 通常の必須工事

外壁や屋根の塗膜防水、外部シーリングやバルコニーの防水層の再施工を**必須工事**としています。なお、下記の工事を行わず、後掲の「定期的に必要となる工事」を前倒しで行うことも可能です。

部位		必須工事
シーリング		外部全体のシーリング材の再施工(増打ち・打替え)
外壁	サイディング モルタル ALCパネル	外壁全体に対する仕上げ材(塗膜防水)の再施工
	RC造	■ 塗装仕上げの場合 外壁全体に対する仕上げ材(塗膜防水)の再施工 ■ タイル仕上げの場合 タイルの施工方法に応じて必要な措置
屋根	勾配屋根	■ スレート瓦等の塗膜防水が必要な屋根材の場合 軒裏を含む屋根全体に対する仕上げ材(塗膜防水)の再塗装 ■ 素焼き瓦やシングル材等の塗膜防水が不要な屋根材の場合 屋根材に応じた措置
	バルコニー 陸屋根	防水材の再施工(カバー工法を含む)

上記はメンテナンス工事の内容を限定するためのものではないので、そのほか、棟板金のメンテナンスや瓦の浮きやずれの修正、パラペットの笠木の交換、バルコニーのドレインまわりの補修等。保険利用時の築年数や住宅の状況に応じて10年間の保証を提供するために必要と住宅事業者が判断するメンテナンス工事を行ってください。

○ 必須工事の例外

シングル材の屋根材やガルバリウム鋼板等の金属系サイディング、超耐久性の塗料など、メーカーが異なる耐用年数やメンテナンス周期をうたう製品を使用している場合は、使用している製品と築年数や前回のメンテナンスからの経過年数に応じた工事を行うことで構いません。

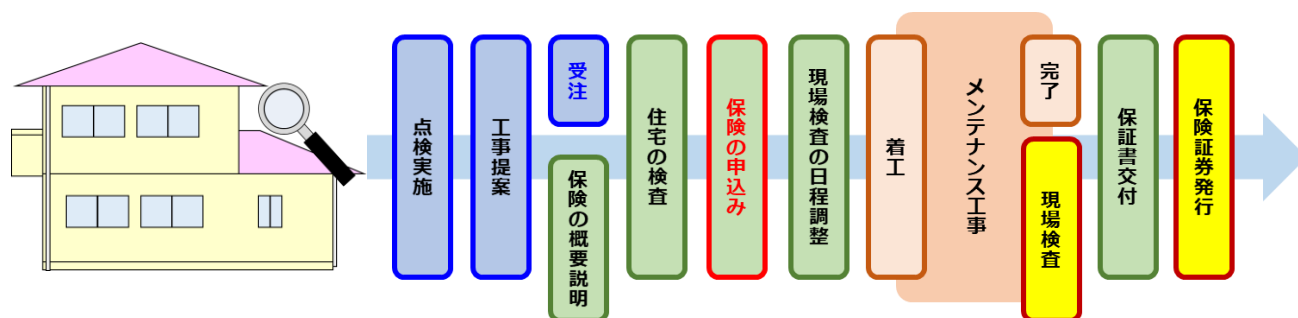
○ 定期的に必要となる工事

外装材の耐用年数が経過するタイミングで防水層の交換(新設)を含む外装材の再施工が必要となります。以降指定する周期を経過することに同様の工事が必要となります。

部位		周期	必須工事
外壁	サイディング モルタル	35年	防水紙の交換を含む外壁材の再施工
	ALCパネル	55年	ALCパネルの交換
屋根	勾配屋根	35年	下葺き材の交換を含む屋根材の再施工

V. 延長保証業務と申込手続きの流れ

1. メンテナンスコース



① 点検の実施

各社の基準に従い**住宅の点検**を行い、**10年保証付きのメンテナンス工事を提案**します。

② メンテナンス工事の受注・保険の概要説明

請負契約のタイミングで、**住宅所有者に保険と保証の概要説明**を行い「**契約内容確認シート**」にサインしてもらいます。

③ 住宅の検査の実施

当社の「**現況検査マニュアル**」に従って**住宅の検査**を行い、「**報告書**」を作成します。

(事業者検査は①のタイミングで10年点検と同時に行うことでも構いません。)

④ 延長保証保険の申込み (web 申込み)

保険の申込みは**メンテナンス工事の着工のタイミング**で行います。

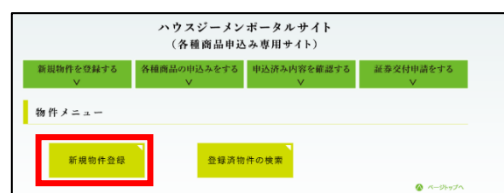
申込みの手順は次のとおりです。

a. 住宅 (物件) の作成

ハウズジーメンホームページ上部の「**web 申込み**」をクリックし、**ポータルサイトにログイン**します。



ポータルサイトのトップメニューから「**新規物件登録**」をクリックして**保険を申し込む住宅 (物件)**を作成します。



「**既存住宅かし保険の申込み**」をクリックし、「**取次店と商品選択画面**」で「**取次店**」と「**延長保証保険 メンテナンスコース**」を選択します。

(取次がない場合は、取次店は「**直扱い**」を選択します)



b. 担当者の入力と申込みフォームの取得

申込担当者の情報を入力してから「**申込フォーム取得**」をクリックして
申込フォーム(エクセルファイル)をダウンロードします。

c. 申込内容の入力

住宅の基本情報や検査窓口、オプションの選択や工事内容を入力したら「名前を付けて保存」を選択して**ファイルを保存**します。

d. 申込書のアップロードと申込みの完了

「**ファイル選択**」をクリックして c で保存した申込フォーム(エクセルファイル)をシステムにアップロードしたら、「**重要事項説明書を確認したので、申込みます**」をクリックして申込みを完了します。

重要事項説明書の確認は、オレンジ色のボタンから帳票ダウンロードページに移動して行うことができます。

(注) b でダウンロードした申込フォーム以外はアップロードができないので、申込みは必ず取得したフォームを使用して行なってください。

e. 必要書類の提出（アップロード）

「**書類情報**」ボタンをクリックして「**書類アップロード画面**」を表示して次の書類をシステムにアップロードして提出します。

アップロードは**提出する書類ごとに「文書種別」を選択**して行います。

■ 通常の提出書類

提出書類	説明	アップロード時に 設定する文書種別(推奨)
現地案内図	住宅の所在地と周辺地図が確認できるもの	現地案内図(付近見取り図)
契約内容確認シート	②の説明時に住宅所有者のサインを取得したもの	契約内容確認シート
検査報告書	③の検査の実施時に作成したもの	対象住宅の検査に係る検査報告書
★ 10年満了日が確認できる書類	住宅の種別に応じたもの(具体的な提出書類は2ページを参照)	建物の登記簿謄本
平面図、立面図等の図面	工事内容と箇所を記載したもの	図面関係

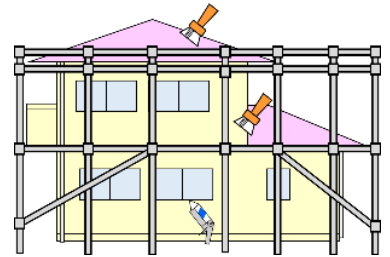
検査特例を利用する場合は、追加で次の書類を提出します。

資格者証	③の検査の実施者の状況調査技術者等の資格者証	現況検査技術者等の資格者証
------	------------------------	---------------

⑤ 現場検査の日程調整

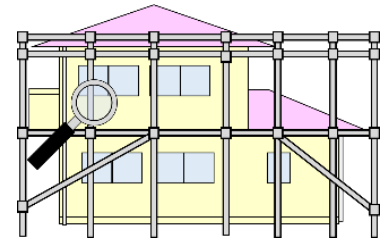
申込みの受理後、現場検査員から連絡を受けて**現場検査の日程の調整**を行います。現場検査員からFAXで「**検査員決定通知**」が送付された場合は通知書を使用して希望日の連絡を行ってください。

⑥ メンテナンス工事の実施



⑦ 現場検査の実施

工事完了後にハウスジーンズの現場検査員が**現場検査**を行います。



(注) 検査特例の利用の有無による検査内容の違いは以下のとおりです。利用しない場合は住宅内に立ち入っての検査の実施が必須となるため、住宅所有者の方への事前の案内をお願いします。

利用しない場合	工事の施工状況と住宅の現況の両方を確認、住宅内に立ち入っての現場検査が必須となります。
利用する場合	工事の施工状況のみ確認し、住宅の現況の確認は実施しません。バルコニーのない住宅など、住宅の仕様や工事内容によっては住宅内に立ち入る必要がない場合もあります。

⑧ 「住宅瑕疵に関する保証書」の住宅所有者への交付

受理時に**手続きで使用する「住宅瑕疵に関する保証書」**をハウスジーンズが作成して書類情報にアップロードするので、**ダウンロードして押印を行い、住宅所有者に渡してください。**

「住宅の瑕疵に関する保証書」を渡す時期の指定はありませんので、都合の良いタイミングで渡してください。

⑨ 保険証券の発行

現場検査に適合したら、保険証券と保険付保証書を発行します。

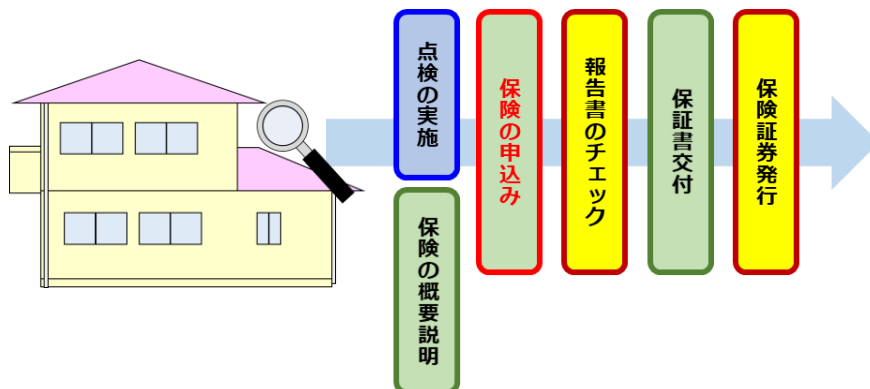
web証券の場合は、保険証券等はポータルサイト上で発行するので、付保証書は印刷して住宅所有者に渡してください。発行したタイミングで**申込担当者にメールによる案内**を行います。

延長保証保険 メンテナンス	202011416230	株式会社 ハウスジーンズ 既存かし保険確認 1110-04 東京都港区西新橋 11111	受理済	発行済	書類情報	検査情報	申込書	Web証券
---------------	--------------	--	-----	-----	------	------	-----	-------

(注) 住宅事業者がハウスジーンズ所定の与信基準を満たさない場合は、保険証券は保険料の入金の確認後に発行します。

2. 検査コース

☆ 既存住宅状況調査技術者等の資格者が事業者検査を行い、ハウスジメンの現場検査を省略(検査特例)する前提下で申込手続きの流れを説明します。



① 点検（住宅の検査）の実施

ハウスジメンの「既存住宅検査マニュアル」に従って資格者が住宅の検査を行い、報告書を作成します。

② 保険の概要説明

住宅所有者に保険と保証の概要説明を行い、「契約内容確認シート」にサインしてもらいます。

③ 延長保証保険の申込み（web 申込み）

保険の申込みは、①の住宅の検査の実施後 3 ヶ月以内に行います。申込みの手順は次のとおりです。

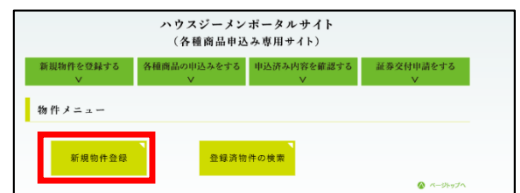
(注) 10 年経過後以降に保険の申込みを行う場合は、ハウスジメンが検査報告書の確認を完了した日から保証（保険期間）が開始しますので、検査の実施後できるだけ速やかに申込みをするようお願いします。

a. 住宅（物件）の作成

ハウスジメンホームページ上部の「web 申込み」をクリックしてポータルサイトにログインします。



ポータルサイトのトップメニューから「新規物件登録」をクリックして保険を申し込む住宅（物件）を作成します。



「既存住宅かし保険の申込み」をクリックして「取次店商品と選択画面」表示し、「取次店」と「延長保証保険 検査コース」を選択します。

(取次がない場合は、取次店は「直扱い」を選択します)



b. 担当者の入力と申込みフォームの取得

申込担当者の情報を入力してから「**申込フォーム取得**」をクリックして
申込フォーム(エクセルファイル)をダウンロードします。

c. 申込内容の入力

住宅の基本情報や検査窓口、オプションを選択したら「名前を付けて
保存」を選択して**ファイル**を保存します。

d. 申込書のアップロードと申込みの完了

「**ファイル選択**」をクリックして c で保存した申込フォーム(エクセル
ファイル)をアップロードしたら、「**重要事項説明書を確認したので申込み
ます**」をクリックして申込みを完了します。

重要事項説明書の確認は、オレンジ色のボタンから帳票ダウンロードペ
ージに移動して行うことができます。

(注) b で取得した申込フォーム以外はアップロードができないので、取得したエク
セルファイルを使用してください。

e. 必要書類の提出（アップロード）

「**書類情報**」ボタンをクリックして「**書類アップロード画面**」表示したら**次
の書類をアップロード**して提出します。

アップロードは**提出する書類ごとに「文書種別」を設定**して行います。

■ 通常の提出書類

提出書類	説明	アップロード時に 設定する文書種別(推奨)
現地案内図	住宅の所在地と周辺地図が確認できるもの	現地案内図(付近見取り図)
契約内容確認シート	②の説明時に住宅所有者のサインを取得した もの	契約内容確認シート
検査報告書	③の検査の実施時に作成したもの	対象住宅の検査に係る検査報告書
資格者証	③の検査の実施者の状況調査技術者等の資 格者証	現況検査技術者等の資格者証
★ 10年満了日が確認できる書類	住宅の種別に応じたもの(具体的な提出書類 は2ページを参照)	建物の登記簿謄本
平面図、立面図等の図面	対象住宅の平面図、立面図等の図面	図面関係

④ 「住宅瑕疵に関する保証書」の住宅所有者への交付

受理時に**手続きで使用**する「**住宅瑕疵に関する保証書**」をハウスジューメンが作成して書類情報に**アップロード**するの
で、**ダウンロード**して押印のうえ住宅所有者に**渡し**てください。

(「住宅の瑕疵に関する保証書」を渡す時期の指定はありませんので、都合の良いタイミングで渡してください)

⑤ 保険証券の発行

提出された検査報告書をハウスジーマンが確認して問題がなければ、保険証券と保険付保証明書を発行します。

web証券の場合は、保険証券等はポータルサイト上で発行するので、付保証明書は印刷して住宅所有者に渡してください。発行したタイミングで申込担当者にメールによる案内を行います。

延長保証保険 メンテナンス	202011416230	株式会社 ハウスジーマン 既存かし保険確認 1 1 1 0 - 0 4 東京都港区西新橋 1 1 1 1 1	受理済	発行済				
------------------	--------------	--	-----	-----	---	---	---	---

(注) 住宅事業者がハウスジーマン所定の与信基準を満たさない場合は、保険証券は保険料の入金の確認後に発行します。



国土交通大臣指定 住宅瑕疵担保責任保険法人
国土交通大臣登録 住宅性能評価機関
住宅金融支援機構 適合証明検査機関

〒105-0003

東京都港区西新橋 3-7-1 ランディック第2新橋ビル

©2021 株式会社ハウスジーマン